

平成 27 年度 第 4 回  
岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議 議事録

1 日時：平成 27 年 12 月 22 日(火)14：00～15：30

2 会場：大通会館リリオ 3 階イベントホール

3 出席者

(1) 委員(敬称略、五十音順)

赤沼 英男 岩手県立博物館 首席専門学芸員

大沢 義時 久慈市 総合政策部 地域づくり振興課 情報推進係長(欠席)

小原 正明 岩手日報社 広告事業局 事業部長

鹿野 順一 特定非営利活動法人 いわて連携復興センター 代表理事(欠席)

貫牛 利一 特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会 専務理事(欠席)

澤口 祐子 岩手県立図書館 主幹兼特命課長

澤田 雅浩 長岡造形大学 副地域協創センター長

○柴山 明寛 東北大学 災害科学国際研究所 災害アーカイブ研究分野 准教授

友岡 史仁 日本大学 法学部 経営法学科 教授

杉本 重雄 筑波大学 大学院図書館情報メディア研究科 研究科長

◎南 正昭 岩手大学 地域防災研究センター長

森本 晋也 岩手県 教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事(欠席)

(代理：吉田指導主事)

◎委員長 ○副委員長

(2) 事務局

中村 一郎 岩手県 復興局 局長

大友 宏司 岩手県 復興局 副局長

高橋 修 岩手県 復興局 副局長

石川 義晃 岩手県 復興局 復興推進課 総括課長

菊池 学 岩手県 復興局 復興推進課 推進協働担当課長

阿部 準一 凸版印刷株式会社 東日本事業本部 ビジネスイノベーション本部 部長

荒川 丈寿 凸版印刷株式会社 東日本事業本部 ビジネスイノベーション本部 部長

下 藪 吉 彦 凸 版 印 刷 株 式 会 社 情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 事 業 本 部 第 十 営 業 本 部 課 長  
ほ か

#### 4 会 議 次 第

(1) 開 会

(2) 挨 拶

(3) 議 事

##### 1) 報 告 事 項

平成 27 年度 第 3 回 岩 手 県 震 災 津 波 関 連 資 料 収 集 活 用 有 識 者 会 議 について

##### 2) 検 討 事 項

震 災 津 波 関 連 資 料 の 収 集 活 用 等 に 係 る ガ イ ド ラ イ ン ( 案 ) について

(4) そ の 他

(5) 閉 会

#### 資 料 一 覧

資料 1	第 3 回 岩 手 県 震 災 津 波 関 連 資 料 収 集 活 用 有 識 者 会 議 の 議 事 録
資料 2-1	震 災 津 波 関 連 資 料 の 収 集 活 用 等 に 係 る ガ イ ド ラ イ ン ( 概 要 版 案 )
資料 2-2	震 災 津 波 関 連 資 料 の 収 集 活 用 等 に 係 る ガ イ ド ラ イ ン ( 案 )
資料 2-3	震 災 津 波 関 連 資 料 の 収 集 活 用 等 に 係 る ガ イ ド ラ イ ン の 論 点 整 理 について
資料 3	平成 27 年度 年 間 ス ケ ジ ュ ー ル ( 10 月 以 降 )
資料 4	平成 27 年度 有 識 者 会 議 の 主 な 議 題

## 1 開 会

### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

暫時司会を務めさせて頂く。会議内容について、発言者名を含め議事録を公開する旨説明。配布資料の確認。委員 12 名中 9 名の出席により会議が成立する旨の報告。

## 2 挨 拶

### 【中村復興局局長】

- これまで 3 回にわたり、委員の皆様にご意見を頂戴してきた。本日の有識者会議は第 4 回目となり、今年度最後の会議となる。本日頂く意見を踏まえ、最終的なガイドラインを作成していきたいと考えているので、忌憚のないご意見を賜りたい。

## 3 議長選任

### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

同要綱第 4 条第 4 項により南委員長が会議の議長となる旨を説明。

## 4 議 事

### (1) 報告事項

平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について

### 【南委員長】

- 平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について、事務局より説明をお願いしたい。

### 【石川復興推進課総括課長】

- 第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議議事録(資料 1)をもとに概略を説明。

### (2) 検討事項

震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(案)について

### 【南委員長】

- 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(案)について、事務局より説明をお願いしたい。

### 【石川復興推進課総括課長】

はじめに資料 4 平成 27 年度有識者会議の開催スケジュールを確認頂きたい。これまで有識者会議を 3 回、ワーキンググループを 4 回開催した。本日は配布資料のガイドライン(案)について皆様からご意見を頂きたい。資料 2-2 が本体資料だがかなり厚い資料になるため、概要の資料 2-1 をもとに議論できればと考えている。

資料 2-1 の見方を含め、内容の変更部分について説明。

資料 2-3 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドラインの論点整理について説明。中心になっているのは有識者会議の論点であり、前回新しく議論された論点をガイドライン(案)に反映している旨説明。

本ガイドライン(案)は、県と県内市町村が保有する資料を、県が収集・活用する場合を念頭に取りまとめているものになる。それに向けた今後の予定や課題についてもご意見を頂戴したいということで、資料 3 をお配りしている。資料 3 平成 27 年度年間スケジュールは、ガイドラインは今回「案」ということで取りまとめをしたが、市町村との調整が必要であると考えている。来年 1 月～2 月にかけて説明を行い、最終的に 3 月にとりまとめを行う。また来年度は本格的な収集にかかりたいことから、サンプル調査の検証、調査票の見直しなどを行いたい。またデジタルアーカイブシステムについても構築に進みたいと考えており、現在検討をしている。また、市町村との意見交換、沿岸市町村についてはしっかり収集・整理・保存・活用に取り組んでいきたい旨説明。

### 【石川復興推進課総括課長】

- 今回のガイドライン(案)については柴山委員にご尽力頂いた。補足があればお願いしたい。

### 【柴山副委員長】

- 論点整理 P3 右にある県の二次利用規約、イー(2)について。さきほどのご説明でかなり厳し目という話があったが、その説明をしたい。証言記録を変な形で抜き出してしまうことを避けるために、利用目的や内容を見て判断し許可を出す形。著作権者の不利益にならないよう厳し目に書いている。ウに関してはコンテンツの改変を原則認めないのというのと、二次著作物が完成したときにそれをまたアーカイブに登録してもらい利用できるようにする。作ったものについては必ず登録して頂きアーカイブが

循環し成長するようにする。

**【南委員長】**

- 全般的に、ご意見等あればお願いしたい。

**【友岡委員】**

- 文言の確認をしたい。「行政文書」について会議に参加させて頂き度々言及したが、例えば P34 の一部公開というところに「行政文書について、資料の存在のみを目録として公開」とあるが、この趣旨がわかりにくかったので確認として教えて欲しい。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 表 4-5、行政文書の決裁文書などを全てデジタル化し保存するのは予算的にも作業面でも厳しいことが想定されるため、目録として公開することを例として明記した。

**【友岡委員】**

- 目録化ということは、情報公開請求をして、ということになるのか。そうなる utilization 基準としては厳しいだろう。目録を作成する段階では、ある程度公開できるという内容を精査しておく予定はあるか。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 県の行政文書管理規則でファイル管理簿を公開することとされているので、同じように震災津波資料関連の目録を作ろうと考えている。

**【柴山副委員長】**

- 補足として、資料 2-3 論点整理 P7、保存方針のエに補足説明が明記されている。すべてデジタル化して公開したいというのは大前提だが、予算のこともあるので、目録だけを出して公開という整理をしている。

**【杉本委員】**

- 公文書と関連するが、国だと公文書管理法がありそれにより保存期間が終わったものが公文書館に移っていく。自治体あるいは国の機関でもそれぞれ現用文書の管理規程を持たれている。現用文書の管理規程のもとで動いている資料については情報公開請求の対象になるが、その期限が終わったものが公文書館に移っていく。現用で

ある間はファイル管理簿で管理され、情報公開請求していくというふうになるが、それが終わったあと、震災関連かそうでないかという仕分けが必要になるだろう。公文書は非常に大事な歴史資料なのできちんと残していくことが大事。このガイドラインでこうしてほしいということではないが、そうしたことが気になった。これから先、5年はすぐ経つ。そのあたりを伺いたい。

**【石川復興推進課総括課長】**

- ガイドライン(案)参考資料 P89 下に掲載しているが、東日本大震災津波に関する文書については歴史的な文書として保存するために、保存期限満了後に廃棄処分としないようにという通知毎年出している。現実的には、物理的にどんどん書類が増えてしまうので、それをどう使うのかというのは今後の課題だ。

**【友岡委員】**

- 行政文書は、現用文書という定義か。本件の場合は歴史的な文書としても位置付けられる。このガイドラインでの行政文書は、あくまでも現用文書ということでもいいか。そうすると当然公文書管理条例があればその範囲でということと考えてよいか。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 県の場合は震災津波に関する文書は保存期限が過ぎても保存するという形になっているので、現用文書という扱いでいいと考える。ただ、震災津波以外の文書として捨てられてしまったものもあるかもしれないので、現用文書の部分と保存期限を過ぎた文書の扱いについても整理、漏れがないように進めたいと考えている。

**【小原委員】**

- 著作権実務者の立場で、二次利用の関係について確認したい。今回、著作権の窓口が県となっている。私どもの利用許諾については、使用される当事者からの申請を前提としている。(ガイドライン(案)では)コンテンツの二次利用のところで「県に事前申請の上、許可を得た場合」というのは、岩手県からの許可を得た場合ということだと思うが、私どもの普段取っている立場からは、公開可にならない。表現の補足があればお願いしたい。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- P35 の二次利用規約イの二つ目のところの質問であるが、県が二次利用を許可でき

る場合は P31、32 にある使用許諾同意書というのを取りたい。その流れについては、P30 を見て頂きたい。資料提供者もしくはその権利者の方から頂く使用許諾同意書にどのような条件を明記するかで、二次利用の利用範囲も決まる。今回はある程度包括的な許諾同意書とし、二次利用の範囲を広くにできればと考えているが、あくまで資料の提供条件次第、ケースバイケースになろうかと考えている。

**【小原委員】**

- 権利の許諾は県ではなく、それぞれにあると思う。そこに丁寧に触れていかないと誤解が生じるのではないかと考えた。

**【柴山副委員長】**

- ご指摘の通り。そこは拡充してしっかり書いていきたい。著作権者に重きを置くということで加筆したい。

**【友岡委員】**

- こういう手続きに関しては、県としてはスムーズにやるということを明記した方が望ましいだろう。

**【石川復興推進課総括課長】**

- 検討させて頂く。

**【杉本委員】**

- 保存とかメタデータとかの技術的などころについて。保存のところ「ストレージ」という言葉が気になった。たとえばクラウドストレージで、そこが信頼できればいいという意味で書かれているのか、もう少し保存に特化したストレージという意味で書かれているのかわからなかった。デジタルコンテンツの保存となると、そのまま置いておくとファイルフォーマットが変わってしまい中身が使えなくなる。20年30年と残していこうとすると、必ず定期的なリスク管理が必要だ。そうしたことがここで読み取れなくもないが、具体的に実現されていくときにどう考えておられるのか気になった。またこの問題は、岩手に限らず世の中すべてそう。ここだけで解決するような問題ではないことを申し添えたい。同様の問題で悩んでいる国立国会図書館や国立公文書館の知見も頂くといいだろう。

また細かな点になるが、メタデータに関して、長期利用・保存を考えると、メタ

データの管理記録についても残していかななくてはならない。そうした配慮が必要。その段階になるとバリエーションが出てくるのでこのガイドラインで縛ってしまうようなことはしない方がいい。それに続くことを申し上げると、図書館的立場からいうと、分類や主題についてわかるようにしておきたい。メタデータを作るときに、フリータームとして入れていくだけでいいのか、せめて地名だけでも統制語彙を利用する等もどこかで検討すべきと感じた。特に長期の利用を考えると、このガイドラインでどうかというよりは、問題になると感じた。

#### 【柴山副委員長】

- さきほどの3つの点についてお答えしたい。ストレージに関してはP52の④と⑤に書かれている。ハードウェア、ソフトウェアで多重バックアップをすることと、保存形式、ファイル形式の基準を考慮すると示している。そのあとのデータ変換に関しては書いていなかったの追記したい。メタデータについては、実際にあまり書いていない。総務省ガイドラインには細かく書いてあるが、版管理をしていかないと、どこで何が変化したのか読み取れなくなり後追いできなくなる。そういった版管理が重要になってくるので、ガイドラインに付け加えたい。

地名についてはデジタルアーカイブ界で大きな問題になっている。地名は変わる。避難所の名称や、仮設住宅については場所が変わっても名称が継承される場合がある。今後、市町村合併で地名が変わったり無くなってしまいうこともあり得るので、注意事項で記載しておきたい。地名に関してはどこの時点をとるのが重要になる。作成日をメタデータに記述するなどの補足を入れておいた方がいいと考える。

#### 【南委員長】

- 他にいかがか。

#### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

- 先ほど、ご遺体の話を石川から説明したが、前回のご意見では、研究者向けなどで公開の価値があるのではないかという話だったが、その後の議論の結果、公開基準は厳し目に書いている。現時点では、公開基準のエにある通り、ご遺体の映る写真については公開しないと。その下のところで、この基準についても時代の変化などによって見直していくとしたが、この部分について、ご意見があれば賜りたい。

**【友岡委員】**

- いまの見直しの件については、どこかに明記されているか。

**【柴山副委員長】**

- P34 の一番下に明記しているので、ご確認頂きたい。

**【友岡委員】**

- P34 の趣旨は理解した。一番後ろの P57 にも留意事項で、活用の側面で今後の見直しというが入っているが、公開基準の見直しというのが二重に入っているように感じる。しつこいくらい今後見直すという反芻の意味で入っているのか。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- くどいかもしいないが、県としても見直しを行っていくことは重要だと考え、ここでも掲載させて頂いた。

**【南委員長】**

- ガイドラインそのものがどなたに渡るかということ、市町村職員になろうと思うが、一般の方にも渡すことになるのか。概要版では、県と市町村の役割分担がはっきりしているので市町村用という印象だ。民間や一般の方に渡ることを考えると、少し心配されるが。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 収集のところで明記しているが、来年、市町村や県から収集を始め、その後民間へというふうに考えている。民間の中でも、県と市町村の役割分担をしてダブらないようにし、県が収集する必要性がある部分について収集したいと考えている。あくまでも方向性を示しているものだ。収集する段階で、誰にどういったメッセージ・情報を提供して協力頂くかは大事だと考えている。支援団体に依頼する場合は見せ方が変わってくるので、資料は作り変えながら説明することになる。P29、30 にある通り、権利処理の使用許諾部分については、県が市町村から集めることを想定してフロー図を作成している。P30 にあるが、市町村が権利者(支援団体・個人・企業)からすでに集めているものを県が頂くという想定だ。県が直接、支援団体・個人・企業から使用許諾をもらう場合も出てくるだろう。その場合、著作権は市町村にあるにせよ、肖像権・人格権はそのままご本人にあることも考えられる。そういう場合は、県の公開基

準や二次利用の流れを説明しながら許諾を頂くことになると考えている。

**【柴山副委員長】**

- 補足説明だが、県と市町村を、個人あるいは企業というふうにそれぞれの立場に読み替えていただけたら、だいたいは理解できるよう配慮させて頂いている。

**【友岡委員】**

- メッセージ性を持たせるという意味では、二次利用の利用者も配慮しているので、「はじめに」のところで想定する読者として明記されてもいいかもしれない。

**【杉本委員】**

- メタデータの利用権限と公開方法について。ウェブ上でメタデータを公開すると、第三者にとっての付加価値がある。メタデータに関する権利についてどこかに記載されているか。記載されていないならば、何らかの形で利用方法と権限について明記された方がいい。その方が利用が進む。第三者がここにあるメタデータと宮城県のデータを合わせて使いたいというときに、許諾がないと使えないということが起こってしまう。

**【柴山副委員長】**

- LOD(Linked Open Data)については細かく記載していない。総務省のガイドラインには記載されているということもあるが、そこについても他機関連携と合わせ追記したい。

**【澤田委員】**

- 資料収集のガイドラインとしては非常にきちんとまとまって、いろいろなところに配慮されていると思う。メタデータも統一できたものをつければ二次利用しやすいし、利用許諾も取れた方が次にやりやすい。だが、どう使われるかわからない生データをどう収集するかというときのしわ寄せは、結局市町村に行く気がしてならない。このアーカイブが充実して良いものになるときのその労力を誰が果たすのかといたら、いまそんなことをやっている暇がない人のところに全部渡されているような感覚がある。先ほど権利許諾のところを県がやるかもしれないと話されていたが、市町村がこのガイドラインを見たときに呆然とするのではないかと思う。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- P33 の許諾の実施手順と、論点整理の P2 にあるが、第 1 回の有識者会議でも大沢委員からのご意見もあり、市町村はなかなか整理に時間を割けないというご意見があった。そこで、資料の量が多いなど市町村に過度の作業負担を強いることが想定される場合は、県が全ての資料を一時受け取り、収集対象となる資料を整理分類した上で、資料を収集するというふうに考えていた。

**【澤田委員】**

- 私に対してディフェンスして頂く必要はなく、このしんどさをどこまできちんとガイドラインに組み込んで市町村の方達に伝えることができるかだ。P33 に書いているからというよりは、そもそもの発端として、やりたいことはあるけれど、そこでうまく労力を共有しながらこの作業を進めていくんだというくらいのことがないと、スタッフの少ない市町村がこれを「やろう」というふうにならないのではないか。資料を集める作業のところに負担感があると思う。そこに対する思いやりというか、その先に見えているものがあるということはちゃんとメッセージを伝えるべきではないか。メタデータをどうつけるかというときの議論は、お金がかかるから市町村に負担をかければいいということではなく、情報処理の作業をいろんな人達の力を借りながらやるという方法もあってしかるべきなのではないかと思う。

これから復興事業は一区切りつくだろうが、生活の再建はこれからが本番。市町村の皆さんにはがんばってもらはねばならないと思うので、P33 で、ということではなく、全体のトーンとして出して頂きたい。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 今年の 6 月に市町村で連絡会議を一回開かせて頂き、その後も市町村担当者からご意見を頂いているところ。市町村の負担にならないような取り組みや、NPO などとの連携も含め、収集・整理・保存をする仕組みをとれないかと考えている。

**【南委員長】**

- そこが一番難しいだろう、どう受け入れてもらうか。沿岸の役所の中に震災資料が山積みになっていて、それを許諾書を添えて整理して県に渡すという膨大な作業があると考えると、大変に思われるかもしれない。

**【友岡委員】**

- いまの話で、市町村にやる気を起こさせるという文言は、やはり「はじめに」のメッセージ性を高めるということでしょうか。

**【菊池復興推進課推進協働担当課長】**

- 「はじめに」になるのか、どういう形で市町村の協力を頂けるのか、今後検討し、伝わるもので表していきたいと思う。

**【友岡委員】**

- 協力という言葉は入っているのか。連携という言葉はあるが、あくまで県が主体の文言の書き方かなという印象があった。先ほどの澤田委員のお話を受けてなるほどなというのがあったので、その辺りを意識されるといいかもしれない。

**【柴山副委員長】**

- （資料）提供者へのインセンティブがなく、単なる負担を強いるだけというふうになってしまう。提供者に対する地位など、いろいろなインセンティブの与え方を考えていかなくてはいけないと思う。いまは解決策はないが。澤田委員からお話があった、市町村の負担というのはこの中で一番キーポイントになる。市町村にしかできないことと、第三者でもできる部分をしっかり明確化する必要があるので、その部分についても追記していきたい。

**【南委員長】**

- 防災・教育・交流人口の増大という3つの観点だが、市町村が労力がかかるが県に資料を提供することで、防災、防災教育、交流人口の増大に使えるということが明示されるといい。沿岸市町村では復興の問題もあるし、防災力強化、人材育成の教育の問題、交流人口の問題など、ここに掲げた目的は被災市町村のいまの地域づくりの目標そのものだ。交流人口の拡大に本当に役立つものができるのなら、協力しましょうというふうになるだろう。観光情報だったり地域の歴史を紐解くアーカイブになってくれるというのが見えたら、じゃあ協力しましょうというふうになるだろう。そういう工夫が更にいるような気がする。書いてあるが伝わっていないということかもしれない。

#### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

- 来年、活用の部分でアーカイブをどうウェブサイトで見せていくか、その見せ方の部分でどういう資料が必要か考えながら検討していきたい。市町村が望むような資料を収集して提供できる形にもっていきたいと考えている。

#### 【石川復興推進課総括課長】

- 市町村とどううまくやっていくのかが肝になる。資料 3 今後の予定にあるが、年明けからやらねばならないこととして、市町村との調整がある。市町村に一定の負担をかける上で、やる意義や価値をしっかりとわかっていただく必要があるし、インセンティブというところまでいければもっといいかとは考えている。またもう一つはデジタルアーカイブを考えているので、どう設計していくか、これからも委員の皆様から引き続きご意見を十分に頂戴しながら作り込んでいきたいと考えている。

#### 【赤沼委員】

- 市町村にとって、一定の歴史的評価を受けている事象については、すぐに情報提供できると思います。ただし、それはほんの一部に過ぎず、概要はある程度認識しているものの、詳細は不明という内容のものも多くを占めると思います。それらの情報がためらいなく提供され、県と市町村との連携により効率的に整理され、御提示されたガイドラインに沿ってデータを落とし込むことができれば、当初予定していたシステムが円滑に構築できると思います。その点が重要なポイントのように感じました。

同時に、なぜ多くの努力を払い、これだけのものを作ろうとしているのか、どのように活用しようとしているのか、そしてその結果どのような効果が得られるのか、その点についてわかりやすく説明すること、それも重要と思います。

今、復興局では陸前高田市に津波伝承施設を建設すべく、様々な準備が行われています。そして、各市町村でも今後類似施設の建設が計画されると思います。津波伝承施設の整備に、そして完成後の施設運営に、構築が計画されているデータベースの活用が見込まれると思います。県と市町村が連携し、防災・減災、教育、観光という観点から質の高い情報発信を行い、それが様々な領域で活用され、域外からの交流人口を増やすことに寄与する、この点についての考え方が整理されれば、情報の集積が一層効率的に進むと考えます。

### 【南委員長】

- 気持ちよく(資料を)出してもらえる環境について。ガイドライン(案)は当初のものからみると、市町村のやりたいことややるべきこと、県のやるべきことも格段に分かりやすくなっているが、澤田委員のご指摘する作業労力の配分・分担について、現状において不明確だが、そこまでの記述は難しいということだろう。目的をより具体的に記述していく、インセンティブも必要だろうし、メッセージ性を高めていくことが重要だと。

### 【澤口委員】

- 市町村との協力ということだが、岩手県は昔から何度も震災や津波を経験している。市町村の方達は事業の必要性はよくわかっておられる気がする。沿岸部に行くとその必要性をわかっていて提供したいと思っておられる。ただその作業量が大変。市町村の方は一人で何役もこなしているという状況の中で、重要性はわかるが実態としてなかなか前に出られないと。先ほど柴山副委員長が仰った通り、県と市町村でやれることの区分け、本当に市町村にしかできないことは何なのか、県ができるのはどんなことなのか、そのあたりを整理していけば、市町村の方達は必要性はわかっておられるので、そこだけだと思う。具体的な解決策は私もわからないが、そういった視点でやっていくことが必要だと考える。

### 【森本委員(代理：吉田氏)】

- 利用目的のところでは教育というのも挙げて頂いている。今後2~3年経つと震災後に生まれた子どもたちが小学校に入学してくるということを考えても、市町村にとっても大切な資料になるとご説明頂くと、市町村教育委員会も含めて理解が深まっていくのではないかと。整理・活用の部分になるかわからないが、前回の委員会でも出ていたように、学校での利用促進を考えると、子どもたちが使いやすいコンテンツを立ち上げて頂けると、現場の教員たちもどう利用するかを考えていくと思う。情報量が多すぎると探せないということもあるので、今後検討頂けると大変ありがたい。

### 【澤田委員】

- 今までの議論とは違うが、今後収集していく物体資料で遺物・遺構があるが、いまものが残らない可能性が高くなっているときに、何か残す方法は考えているのか。例えば大槌の庁舎はどちらに転ぶかわからないが、被害の実態を表しているのは写真しかない。図面ではわからない。いまの技術だと3Dスキャナーで撮っておいてそのデ

ータを格納しておく。現物の持っている威力には全く太刀打ちできないことはわかっているが、そういったこともできる可能性もあるのではないか。もう少しものの手触り感がわかるデータ収集方法もあるかと。そういう収集は組み込まれていないのか。せっかくならそういうことに労力や費用をかけてはどうか。

#### 【柴山副委員長】

- 大槌については大学機関が 3D スキャンを行っている。いま残っている震災遺構でデータ化できていないものがいくつかある。陸前高田タピックなどデジタル化されていない。3D スキャンによりバーチャルで見られることもできるので、そういった方法でしか残せないものに関してもこのガイドラインには明記するかどうかは別だが、即検討していかないと朽ち果てていくので、十分留意した方がいいと考えている。

#### 【澤田委員】

- 前々回くらいにお話をしたと思うが、復興のプロセスまでをこのアーカイブが包含するのであれば、これからも様々な情報を収集していかねばならないと思う。家を再建して地域に戻ったあとの復興の動きについては行政事業から手離れをしていくので、行政側に文書的な資料が残らないタームに入ってくる。ある程度元に戻ったあとに次のステップを踏んでいくプロセスとして、被災から復興の物語を描くときに必要なパーツだとするなら、それをどう集めるのか。いくつかのキーワードを出しておき(資料を)入れてもらえるようなポストを作り、NPO、NGO、地域住民と共有しておくということも必要かなと感じる。どういったタグをつけるかは専門家に最終的には決めていただけたらいいと思うが、タグ付けを見直しを含めてやっていくということも、データベースやアーカイブの役に立つし、子どもたちにピックアップしてみせるときにも効果的ではないかと思う。

#### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

- 遺物については、P42 に若干書かせて頂いている。留意事項という形だが、被災地に現存する遺物等については、岩手県立博物館など関係機関と相談しながら展示などでの活用が見込まれる場合は協力して整理していきたいと考えている。

これからの分については、収集期間は復興計画の期間を目安にしている。コミュニティの部分についてもいずれ集めていきたいのでどういうふうな形で集めるか、今後の課題として考えていきたい。

### 【柴山副委員長】

- 森本委員からのご意見もあったが、小学校の防災教育に使う際に、タグ付けというところについて一般の小学生がわかるかといえばわからないので、配慮していかなくてはいけないと思う。小学生も見据えた使い勝手の良さも考えていかなくてはいけないかもしれない。データセットを作るという方法もあるが、この中に入れておいた方がいいかもしれない。

### 【南委員長】

- 活用の際に、子どもや市民にとって使いやすいものにするには、手間暇かけてやらねばならないと思うが、そこを視野に入れ目的にしているのは確かなので、そのことをもっと書いてもいいのかもしれない。市町村の防災に役立てるとか、市町村における教育に役立てるなど、書いてはいるがより明示的にしていけるといいのかもしれない。活用ばかりではないということもこの委員会もよく議論していたが、市町村に協力を頂いたり県民に理解を頂いてこの事業がガイドラインから実施に移されていく段階でスムーズに進めるためにも皆様のお知恵を頂きたいと思う。

### 【菊池復興推進課推進協働担当課長】

- まだイメージの段階だが、P55にウェブサイトの情報発信機能イメージを明記している。検索するだけのアーカイブサイトではなく、情報発信できる目的型アーカイブサイトを考えている。保存機能と合わせ情報発信機能も強化していきたい。基本的なコンテンツのほかテーマコンテンツということで、防災・教育・交流人口という観点からどういうコンテンツがあるのかを考えたい。森本委員からのご意見もあり「岩手復興教育プログラム連動コンテンツ」という形などを検討している。小学生や中学生が使いたいと思える入りやすいコンテンツも検討していきたい。

### 【杉本委員】

- ガイドラインは、収集・活用を実行する上でこれをベースに進めていきたいと思いますというものだということに理解していたが、今の議論によると、岩手県だけではなく東北地方のコミュニティに対してどう役に立つのかも含めて書いていきたいと思いますという議論がなされてきたのかというふうに理解した。文章としてのスコープがどこまでかというのは置いておいて。いままでデジタルアーカイブやメタデータに携わってきて、結局アーカイブを作って使うのは、人だ。その人のネットワークができないところでは、ろくなものがない。実際に出来上がっても使われないということになる。

いまここでデジタルアーカイブ作りがメインに置かれているが、デジタルアーカイブは一つのサービスなので、その周りにどんなものが今後つくっていいのか、そういったことがここに書けるのであればベターだと思う。ただそれを入れることによってこのガイドラインのシャープさが無くなるのであれば、別の議論に置いておかれる方がいいのではないかと思った。

#### 【澤田委員】

- 賛同する。収集と活用の両方を書いているため、アウトリーチをどこにするのか気になるが、意外と活用のことは書いていない。こういう活用はできるかもしれないので、収集するためのガイドラインというところに終始するのであれば、それをどういうふうにするのかは別立だと思う。活用のイメージはあまり多くは書かれておらず、これから作り上げられていくものだというところがある。そういう意味ではどちらにフォーカスするのかを決めていただけたら。ただ、どう使うかを理解してもらえないと集まるものも集まらないので、ということだろう。ガイドラインだけを送ってしまうと、市町村の方が受け取ったときに、不満が漏れてきそうなので、それは回避した方がいいのではないかと思う。

#### 【南委員長】

- 図書館や博物館のようなしっかり保存していくような機能と、活用となると人が関わってくる。時間があれば、陸前高田の伝承施設でやっているように、参加型でどんな活用の仕方があるかを出してもらおうような時間が設けられるとよかったが、限られた時間でこのガイドライン作成の委員会もやっていきているので。今後市町村に聞き取りをする中でニーズの把握ができれば。保存と活用、どう使うかをイメージした方が集まりやすいものもあるだろう。その辺工夫いただけたらと思う。

#### 【友岡委員】

- 第一回の委員会でそのあたりの方向性については確定したのかなという気がする。活用に関してあまり特定しすぎると問題だろうと。P54に書かれているざっくりとした表現はある程度概要を示しているのかなと思う。市町村から見るとまだメッセージ性が低いということかもしれないが。活用のスタンスに関しては本ガイドライン(案)に関しては少し弱いというのは、第一回目にその方向性を決めたということ。だからこそ P57 の留意事項に今後検討するとあるので、私は肯定的に考えている。

### 【南委員長】

- 思いは皆さん同じだとは思いますが、今後、多くの課題もあろうとは思いますが、冒頭事務局からあったように、これで確定ということではなくリバイスしながら進むことになる。柴山委員には執筆者のようにがんばって頂き、専門的な知識をもってこのような形にして頂き、また各委員のそれぞれの経験・立場での発言が伴い、このようなガイドライン(案)が出来てきたのだと思う。ぜひこのガイドラインを活用できるよう今後も知恵を拝借したい。

半年間に渡るこの会議では、事務局はじめ大変なご苦労だったと思うが、今後につながるようぜひお願いしたい。

### 4 その他

赤沼委員より博物館での展示のお知らせ

### 5 開 会

#### 【中村復興局局長】

- 委員の皆様から貴重なご意見を本日も賜りましてありがとうございます。本日まで計4回この会議を開催させて頂いた。本日のご意見も踏まえ、柴山先生ともご相談をさせて頂き、いったん現時点でのガイドラインについて成案をまとめていきたい。具体の作業に入っていく場合に、市町村等の協力が必要不可欠である。やっていく中で見直しが必要なところが出てくるのだろうと思う。その際には委員の皆様にもご相談させて頂きながら、必要な見直しはその都度行ってできるだけ実態にあった作業を行い、本来の目的が達成するような資料収集を行い、最終的には県民や全国の皆様に発信できるようなものを作って参りたいので、引き続き委員の皆様にはご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせて頂きたい。

本日はありがとうございます。